

子第2036号-1

令和4年3月4日

各市町村 保 育 担当課長 様  
放課後児童健全育成事業

千葉県健康福祉部子育て支援課長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

令和4年3月4日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月21日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、令和4年3月4日の第51回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県のまん延防止等重点措置等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

保育所及び放課後児童クラブ等(以下「保育所等」という。)の対応については、厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第十三報)(令和4年2月15日現在)」及び内閣府子ども・子育て本部参事官等からの事務連絡「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて(令和4年2月15日現在)」により、引き続き適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、これから卒園式などの大切な節目の行事の時期を迎えますが、これらの行事等については、まん延防止等重点措置の実施期間にあっても一律に中止を求めているものではありません。特に、この時期でなければ経験できないような行事については、感染防止策を徹底し、可能な限り実施に向けて検討されるよう、保育所等への助言をお願いいたします。(必要に応じて別添(写)「令和4年1月21日付け千葉県教育庁教育振興部学習指導課長通知『新型コロナウイルス感染症に伴う卒業式等の実施方法について』」を参考にしてください。)

御不明な点等がございましたら、下記の連絡先にお問合せください。

【担当】千葉県健康福祉部子育て支援課  
認可・認定班 川上 鈴木(保育)  
子育て支援班 野上 梅木(放課後児童クラブ)  
TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939  
E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp  
kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp

(保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第十三報)) 抜粋

問23 「保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛」(問20)とあるが、卒園式や入園式など中止や延期が困難なものも含めて中止・自粛をしなければならないのか。

- 保護者が参加する行事を全て見合わせるという趣旨ではありません。感染が拡大している地域などでは、感染防止の観点から、日頃保護者等が参加している行事などへの保護者等の参加を見合わせる取扱いとすることや、オンライン配信等により参加・参観以外の方法で子どもたちの様子を知らせるような対応をとることなどが考えられます。
- 仮に保護者が参加する行事を開催する場合には、問19の取扱いを参照し、保護者のマスク着用の徹底など感染防止対策に十分留意するようにしてください。

問19 保護者等が参加する行事について、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような配慮が必要か。

- 保育所等において保護者等が参加する行事については、保育所等と保護者等との相互理解を図るために、それぞれの保育所等で内容や実施方法を工夫しながら行われてきているものです。一方、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。
- これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったうえで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例が考えられます。

<感染拡大防止の措置>

- ・ 風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・ 参加者へのマスクの着用や手洗の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・ 屋内で実施する行事の場合には、こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・ 参加人数を抑えること(対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人数に制限を加えるなどして最小限とする、保護者等を別会場とする等)
- ・ 参加者間のスペースを確保すること